

2. 修景基準

(1) 対象物件

特定物件でない建築物・工作物・環境要素（以下、「非特定物件」といいます）

(2) 対象行為

非特定物件の建築物・工作物・環境要素に対する全ての行為

■修景基準(表)

項目			修景基準		解説	
			茅葺家屋	その他葺(瓦・金属板他)家屋		
建築物	位置	敷地位置・形状	許可基準に同じ (原則、既存の宅地を使用、もしくはかつて建物があつた場所を宅地とする。)		原則、新規造成は認めない。	
		建物位置	許可基準に同じ (特別事情により建物位置及び棟方向を変更する際は、かつてあつた建物と同じとするか、隣接する伝建との関係性を考慮し歴史的風致を損なわないものとする。)			
	規模	平面規模	許可基準に同じ (特別事情により新增改築を行い、規模を変更する際は、周囲の同種・同用途の伝建の規模に準じ、歴史的風致を損なわないものとする。)		新增改築などを行う際、屋根葺材・建物用途・規模が類似する特定物件を参考とし、敷地位置・建物位置など集落景観に与える影響を考慮して、総合的に判断する。	
		高さ・階数	許可基準に同じ (特別事情により新增改築を行い、高さ・階数を変更する場合は周囲の同種・同用途・同程度規模の伝建の高さ・階数に倣い歴史的風致を損なわないものとする。高さは原則8mを超えないものとする。)			
形態	基礎	自然石による独立基礎(石場建て)、又は自然石による布石・狭間石(土台建て)とし、歴史的風致との調和を図る。			伝統的建造物に準じ、歴史的風致との調和を図る。	
	構造	木造とする。土蔵は土蔵造りとする。				
	主屋根	形式	許可基準に同じ (切妻とする。伝統的な入母屋風は可とする。)	許可基準に同じ (原則、切妻又は入母屋とする。)		
		勾配	許可基準に同じ (矩勾配以上(主屋根は60°程度)とする。)	許可基準に同じ (3~5寸勾配程度とする。)		
下屋	勾配	許可基準に同じ (茅葺箇所は矩勾配以上。その他葺箇所は2~5寸勾配程度とする。)				
意匠	屋根葺材	主屋根	コガヤ(カリヤス)又はオガヤ(ススキ)による茅葺とし、葺き方は伝建に倣い歴史的風致との調和を図る。	板金葺・瓦葺・木板葺とし歴史的風致との調和を図る。板金は平葺・横葺・瓦棒葺、瓦は棧瓦(日本瓦)、木板は石置板葺もしくは柿葺に使用する材種・仕様とする。	伝統的建造物に準じた葺き材を使用し、歴史的風致との調和を図る。	
		下屋	茅葺・板金葺・瓦葺・木板葺とする。茅は主屋根(上欄)の、板金・瓦・木板等はその他葺家屋(右欄)の規定にそれぞれ従い歴史的風致との調和を図る。			
	軒・螻羽の出	周囲の同種・同用途・同程度規模の伝建に倣い(伝建特性参照)、歴史的風致との調和を図る。			伝統的建造物に準じ、住宅主屋、板倉主屋、住宅下屋など用途・種類、あるいは建物規模に応じた大きさとし、歴史的風致との調和を図る。	
	軒裏仕上	茅葺	許可基準に同じ (葺裏あらわしとする。)	-(非該当)		茅葺の伝統的建造物に準じ、歴史的風致との調和を図る。
		他葺	野地板・垂木・腕木・桁あらわしとする。			
ミズハリ・ノノセ	木を使用する。		-(非該当)			

項目		修景基準		解説
		茅葺家屋	その他葺(瓦・金属板他)家屋	
	外壁	伝統的様式の柱・貫あわしの板壁、左官壁とする。板壁は、内法貫上では横羽目板張り、内法貫下では堅羽目板張りを原則とする。左官壁は、材料の自然色仕上げとする。土蔵は左官壁による大壁造りとし、材料の自然色仕上げとする。腰部の下見板・板金・杉皮等の保護仕上げは、周囲の同種の伝建に倣う。		
	開口部	位置・大きさ	周囲の同種・同用途の伝建に倣う。	
		建具	伝統的様式の木製建具とする。	
		戸袋・庇・煙出し	戸袋・庇は伝統的様式の木製とする。(煙出しについては許可基準に同じ)	
	外構	犬走・土縁	土縁(犬走り)を設ける場合は、土面露出又は自然石敷き、あるいはこれに類する仕上げとし、縁石は自然石とする。	推奨事項だが、土縁(犬走り)は設置しなくてもよい。本規定は設置時の仕様規定とする。
		境界仕舞	境界等の段差は、原則、自然石の玉石・割石を用いた石積み仕上げ(石垣)とし、歴史的風致との調和を図る。	
		敷地面	既舗装地は、未舗装地に復旧し土面露出又は小砂利敷にするか、地道風舗装に改修して、歴史的風致との調和を図る。	既舗装地の、未舗装地への整備と地道風舗装への改修は修景とみなす。
	屋外設備類	屋外設備類(ボイラー、タンク、空調機器、ガスボンベ、ドラム缶、メーター等)を外部に設置する場合は、木柵・木格子等により覆い直接露出させないものとする。		木柵・木格子等により覆う行為は修景とみなす。
色彩	木部	許可基準に同じ (新築では材料の自然色又は古色塗り(濃茶系)、増改築では古色塗とする)		伝統的建造物に準じ、ツヤの少ない伝統的な素材に基づく色彩を選択することで、歴史的風致との調和を図る。
	瓦	許可基準に同じ (黒系)		
	金属部	許可基準に同じ (濃茶系(全般に使用可)、黒系・茶系(屋根板金などに使用する)、黒系・灰色(外壁保護板金に使用する))		
	左官壁	許可基準に同じ (白色、土色等、周囲の同種の伝建に準ずる)		
工作物	社標・墓石・碑・掲示板など土地に定着しているもの	自然素材や五箇山地域の伝統的形態を取り入れ、歴史的風致との調和を図る。		工作物の伝統的形態への整備は修景とみなす。
	屋外広告物・看板類	許可基準に同じ (歴史的風致を損なわないものとする。また、設置は最小限にとどめ、自家用広告物に限る。)		
環境要素	石垣	石垣(段差に設けられる構造物を含む)の整備は、特定物件である石垣の形態、もしくは五箇山地域の伝統的形態を取り入れた自然石を使用した野面積とし、歴史的風致との調和を図る。		段差構造物の伝統的形態への整備は修景とみなす。
	水路	水路の整備は、特定物件である水路の形態、もしくは五箇山地域の伝統的形態を取り入れて行い、歴史的風致との調和を図る。		
	貯水池	防火用・生活用・融雪用等で設けられている貯水池は自然石の縁石(池廻り)を用いコンクリート構造物を見せない配慮を行い、歴史的風致との調和を図る。		敷地内に設けられる池は、防火用・生活用・融雪用など様々な目的で設置されている。近年の改修により多くはコンクリート構造物を現しにしており歴史的景観に影響を及ぼしている。可能な限り縁石(池周囲)に自然石を用い歴史的風致との調和を図る。
	道路	既舗装道路は、未舗装道路に整備するか、地道風舗装路に改修して、歴史的風致との調和を図る。		既舗装道路の、未舗装道路への整備と地道風舗装への改修は修景とみなす。

項目		修景基準		解説
		茅葺家屋	その他葺(瓦・金属板他)家屋	
	林・樹木	防風雪等を目的としたもので特定物件の保護に必要な樹木については、枯死に伴う代替植樹(同樹種または在来種による)、および特定物件に危害を及ぼす部分の枝打ちを行う。歴史的風致の維持のために必要な樹木については、枯死に伴う代替植樹(同上)を行う。		特定物件の保護を目的とした樹木については、枯死に伴う代替植樹・枝打ちのみ修景の対象とする。歴史的風致を維持する上で特に重要な樹木については、環境物件として特定していく。
	耕作地	五箇山地域の伝統的形態を取り入れて整備を行い、歴史的風致との調和を図る。		耕作地の伝統的形態による整備は修景とみなす。

※ 本基準に記載のない事項、もしくは疑義が生じた場合は、市教委の指示に従うものとする(市教委は必要に応じて南砺市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を踏まえるものとする)。